

「 I 総合判定の結果」の但し書きに対する改善報告についての
審議結果

大学名：北海道大学薬学部

改善報告書提出日：2020年3月19日

本評価実施年度：平成30年度

2020年7月6日

一般社団法人 薬学教育評価機構 総合評価評議会

※検討所見欄以外は提出された改善報告書のまま記載しています。

■但し書きへの対応について

改善すべき点（４）

（１）改善すべき点が指摘された『中項目』

５ 実務実習

（２）指摘事項

ただし、「臨床薬学事前演習」の評価において、一部、外部機関のＣＢＴ模試の結果を用いていることは不適切であり、早急に改善することが必要である。その対応状況に関する報告書を、改善が認められるまで毎年提出するよう要請する。

（総合判定の結果の但し書き）

４．「臨床薬学事前演習」の評価において、一部、外部機関のＣＢＴ模試の得点を含めていることは不適切であるので、改善が必要である。

（５．実務実習）

（３）本評価時の状況

「臨床薬学事前演習」において、一部、外部機関によるＣＢＴ模試の得点を含めた評価判定を行っていた。

（４）本評価後の改善状況

平成３１年度学科分属者（平成３０年度入学生）から「臨床薬学事前演習」の評価判定においてはＣＢＴ模試の得点を使用しないこととし、従来の「臨床薬学事前演習」の講義要項（シラバス）について改正を行った。

（５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料１ 平成２９年度講義要項 P.83 臨床薬学事前演習

資料２ ２０１９年度薬学部講義要項 P.136 – P.137 臨床薬学事前演習

資料３ 令和元年度研究院教授会資料（議題８ （６年制薬学教育評価）総合判定の結果の但し書きに対する改善報告書について）

検討所見

「臨床薬学事前演習」の評価において、一部、外部機関のC B T模試の得点を含めていることは不適切であるので、改善が必要であることを「改善すべき点」で指摘するとともに、早急に改善するよう「但し書き」とした。

大学は、上記（４）にある通り、平成 31 年度学科分属者（平成 30 年度入学生）である 4 年生の「臨床薬学事前演習」の評価判定において C B T 模試の得点を使用しないよう改善しており、改善の実態は上記（５）の資料 1、2（平成 29 年度及び 2019 年度薬学部講義要項）で確認できた。また、この改善結果を「但し書き」への対応とすることを教授会にて決定している（資料 3）。

以上より、「但し書き」の指摘に対する改善がなされたものと判断する。